

四日市市告示第 52 号

四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）第13条第2項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

平成30年 2月 19日

四日市市長 森 智広

- 1 移動した自転車等の台数
別表のとおり
- 2 移動した年月日
別表のとおり
- 3 放置されていた区域
別表のとおり
- 4 保管場所
第1保管場所 四日市市安島一丁目地内
第2保管場所 四日市市小生町地内
- 5 保管期間
移動日から起算して90日
- 6 連絡先
四日市市諏訪町1番5号
四日市市役所 都市整備部 道路管理課 交通安全係
電話 354-8154

(都市整備部 道路管理課)